# 第一章 福祉制度とその手続き

若年性認知症の人にとって精神障害者保健福祉手帳取得は大事な手続きとなります。なぜなら、介護保険を利用できない人(40歳未満の人)でも障がい者施策は利用ができるからです。

また、40歳以上の人でも介護保険との併用で在宅生活が豊かになる可能性が出てきます。制度を有効に活用するためにも手続きは必要となります。

若年性認知症の人や家族は長期間の介護が必要となってきます。本人や家族の孤立を防ぎ、また気持ちにゆとりを持っていただくためにも、できるだけ制度を活用していただけるよう支援しましょう。

# 1. 精神障害者福祉手帳

精神障がいを持つ人が、この手帳を取得することで、様々な支援が受けられるようになり、自立した生活や社会参加を促進することを目的としています。

## (1) 対象者

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人

(2) 障害の等級

# 1級

- ①精神障害のため、 日常生活が一人 ではできない人
- ②他の人の助けが ないと生活がで きない人

概ね障害年金 1 級相当

## 2級

精神障害のため、いつもではないが、他の人の助けがないと 生活が困難である人

> 概ね障害年金 2級相当

## 3級

精神障害は重くないが、日常生活や社会生活に制約がある人

概ね障害年金 3 級相当

# (3) 申請

① 申請窓口各市町の障がい福祉担当課等

- ② 申請に必要な書類
  - ·申請書
  - ·診断書

(※注1)

三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34

三重県津庁舎保険所棟2階

Tel059-223-5244

・写真(縦4cm×横3cm正面脱帽で上半身を申請日から1年以内に撮影したもの)



# 2. 自立支援医療制度(精神通院医療)

精神疾患の治療のために、指定自立支援医療機関に通院する場合、医療費(受診料・調剤料)の自己負担の一部を公費で負担する制度です ※入院医療費は対象になりません。

#### (4) 対象者

## 精神通院医療

精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患がある人で、通院による精神医療を継続的に必要とする人

#### 自己負担金について

自己負担金は原則医療費の 1 割です。ただし、世帯の所得や疾病等に応じて月額自己負担金の上限が定められています。

#### 市町村民税非課税世帯の場合の月額上限

2,500 円~5,000 円

#### 「重度かつ継続」に該当した場合

(中間所得者(市町村民税所得割合23万5,000円未満))

5.000 円~1 万円 (それ以上の方は2万円です。)

※「重度かつ継続」の対象疾患の中に

認知症、高次脳機能障害の気質性精神障害があります。

#### (5) 申請

① 申請窓口

各市町の障がい福祉担当課

- ② 申請に必要な書類
  - ·申請書
  - •診断書兼意見書
  - •健康保険証(写)
  - ・課税状況が確認できるもの

市町民税課税証明書

社会保険の人→被保険者本人

国民健康保険の人→加入者人員分

※提出する市町で課税資料がある人は、「同意書」でも可能な場合があります。

- ※生活保護世帯の人の場合は不要です。
- ·収入申告書

市町税非課税世帯のみ

·追加交付意見書

通院医療機関と薬局以外の他の医療機関の利用を希望する場合(デイケア・訪問看護等)

認定後、自立支援医療受給者証が交付されますので、受診の際に指定医療機関に提示してください。

- ※受給者証の有効期限は1年間です。
- ※更新する場合は、再認定の手続きが必要です。受給者証の再認定において

症状及び治療方針の変更がない場合は、診断書の提出は2年に1回になります。

# 3. 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力は不十分な人が地域において自立した生活が 送れるよう、利用者と契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

#### (6) 対象者

- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分で、日常生活を営むのに必要な判断等を的確に行うことが困難な人
- ・同時に、本事業の契約内容に関して判断しうる能力を有していると認められる人

# (7) サービス内容

- ① 福祉サービスの利用援助
  - ・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
  - ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
  - ・住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の 行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
  - ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ② 日常的金銭管理サービス
  - ア. 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
  - イ. 医療費を支払う手続き
  - ウ. 税金や社会保険料、公共料金を支払う出続き
  - エ. 日用品等の代金を支払う手続き
  - オ、ア〜エの支払いにともなう預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き
- ③ 書類等の預かりサービス (保管できる書類)
  - ・年金証書・預貯金の通帳・権利証・契約書類・保険証書
  - ・実印及び銀行印・その他実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)

# (8) 利用料金

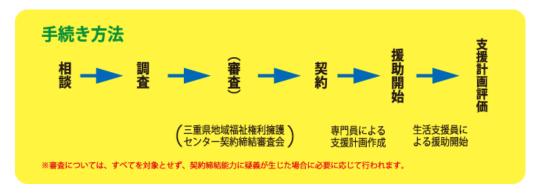
・福祉サービス利用援助

> 1回:1,000円(約1時間)

- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

# (9) 申請窓口

- ・最寄の権利擁護センター
- ・市町の社会福祉協議会



# 4. 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な人の権利や財産を守り、支援する制度で す

## (10) 2つの制度

① 法定後見制度

判断能力が不十分な人が、これから成年後見制度を利用する場合

② 任意後見制度

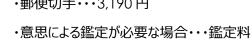
判断能力(契約締結時)がある人が、将来にそなえて後見人を決定する場合

# (11) 法定後見制度

- ① 申立人
  - ·本人·配偶者
  - ・4 親等以内の親族
  - ·市町長
  - •検察官
- ② 申し立てに必要な費用
  - · 収入印紙···800 円 (1件)

+2,600円

·郵便切手···3,190円





#### ③ 申し立てに必要な書類

# 申し立て書類

- ·申立書(後見·保佐·補助)
- ・本人に関する照会書(財産目録、本人収支表、親族同意書、親族関係図)
- ・候補者に関する照会書

·診断書、診断書附票、鑑定連絡票

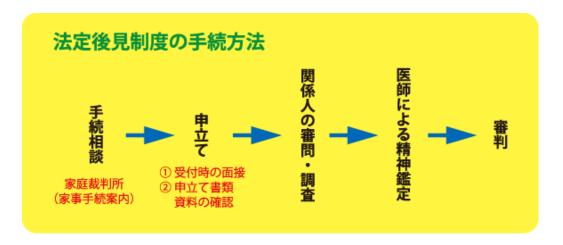
#### 添付書類

- ・申立人の戸籍謄本
- ・本人

戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票、登録されていないことの証明書

・候補者がいれば

住民票又は戸籍の附票、身分証明書



# (12) 相談・助言・申し立て手続きなどを支援する窓口

様々な機関が成年後見制度の相談・助言・申立手続きなどの支援を行っています。

## ① 弁護士会

三重弁護士会高齢者・障害者支援センター

〒514-0032 三重県津市中央 3-23

TEL 059 – 228-2232

相談料金は30分以内で5,000円

30 分以上 1 時間以内で 10,000 円

#### ② 社会福祉士会

ぱあとなあみえ

〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 131 三重県社会福祉館 4 F

TEL 及び FAX 059 - 228-6008

メール spnz4bd 9 @wine.ocn.ne.jp

電話相談 月~金 10:00~16:00

#### ③ 司法書士会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部 〒514-0036 三重県津市丸ノ内養正町 17番 17号 TEL 059-213-4666 FAX 059-224-5058

#### ④ 行政書士会

行政書士

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター三重県支部

〒514-0006 三重県津市広明町 328 番地津ビル 2 階

三重県行政書士会内

TEL 059-226-3137 FAX 059-226-4707

#### (13) 相談窓口

- ① 各市町の地域包括支援センター
- ② 各市町の社会福祉協議会

#### 法人後見とは

民法第843条4項は法人も成年後見人に選任されることを想定しています。

そのため、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人を受任することができます。

法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行います。

そのため、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、 後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

各市町の社会福祉協議会の中には、法人後見を行っている社会福祉協議会もあります。